

地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、郵送事後審査方式制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年12月27日

長生郡市広域市町村圏組合

管理者 田中豊彦

## I 入札に付する事項

- |            |  |
|------------|--|
| ①工事等名      | ごみ処理施設屋上防水工事   |
| ②工事等場所     | 長生郡長生村藪塚1115番地1 環境衛生センター ごみ処理場   |
| ③期間        | 契約日の翌日から平成31年3月20日   |
| ④概要        | <ul style="list-style-type: none"><li>・壁目地シーリングは、プライマー、壁色同色系シーリングを施工</li><li>・壁目地、クラック部塗装は、既設青色系塗装部分のみ同色系塗装を施工</li><li>・壁塗装は、高圧洗浄後、シーラーを塗布し、壁色同色系超低汚染フッ素塗装を施工</li><li>・屋上防水シートは密着工法によるウレタン塗膜防水工事</li><li>・下地高圧洗浄後、既設防水塩ビシートの上からウレタン塗膜防水を施工<br/>ただし、既設防水層不良個所については塩ビシートを撤去し、下地調整後にウレタン塗膜防水を施工</li></ul> |
| ⑤入札保証金     | 免除   |
| ⑥契約保証金     | 請負代金の10分の1以上<br>(請負代金額300万円未満の場合は免除)   |
| ⑦最低制限価格    | 無  |
| ⑧部分払       | 無  |
| ⑨前払金       | 無  |
| ⑩工事費内訳書の提出 | 有  |

## II 入札参加に必要な資格

- |          |  |
|----------|--|
| ① 名簿登載   | 平成30・31・32年度長生郡市広域市町村圏組合入札参加資格者名簿登載者<br>登録業種「工事」(建築工事) ・ 格付「C等級」   |
| ② 登録地の要件 | 長生郡市7市町村に建設業法に基づく許可を得た本店、支店又は営業所がある者。  |
| ③ 配置技術者  | 本工事に必要な資格を有する主任技術者を配置できる者<br>但し、配置する主任技術者は、本工事の入札日現在において3ヵ月以上の<br>直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者   |
| ④ 施工実績   | 過去10年間(平成20年度以降)に、公共施設において元請けとして防水工事の施工<br>実績を有すること。   |
| ⑤ その他    | 次の届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。<br>① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出<br>② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出<br>③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出 |

### Ⅲ 入札(開札)の日時及び場所

- ①日 時 平成31年1月18日 10時45分  
②場 所 茂原市下永吉2101  
長生郡市広域市町村圏組合 管理棟【TEL0475-23-0107】

### Ⅳ 設計図書の貸出方法

- ①方 法 所管課へ電話にて貸出日を予約し、設計図書等貸出申請書を持参のうえ貸出を受けること。なお、貸出を受けない者は入札に参加できない。  
②場 所 長生郡市広域市町村圏組合事務局  
環境衛生課【TEL0475-20-1400・FAX0475-20-1401】  
③期 間 平成30年12月28日から平成31年1月10日  
午前9時 ~ 午後4時 (正午から午後1時までは除く)  
但し土曜日・日曜日・祝日は除く

### Ⅴ 設計図書に関する質問

- ①受付窓口 (質問事項は、文書のみとする。)  
長生郡市広域市町村圏組合事務局  
環境衛生課【TEL0475-20-1400・FAX0475-20-1401】  
②期 間 平成31年1月8日から平成31年1月10日  
午前9時 ~ 午後4時 (正午から午後1時までは除く)  
但し土曜日・日曜日・祝日は除く  
③回 答 その都度質問者のみにFAXで回答

### Ⅵ 入札書郵送到着期限・郵送先(簡易書留に限る)

- ①提出物 入札書・工事費内訳書  
②期 限 平成31年1月16日 午後5時までに必着  
③入札書郵送先 〒297-0035  
茂原市下永吉2101  
長生郡市広域市町村圏組合総務課工事管理室

※ 入札方法等は、郵送事後審査方式制限付一般競争入札実施要領、契約・入札心得等で確認すること。

※落札候補者となった場合に提出する書類

- ① 入札参加資格審査申請書
- ② 配置技術者との恒常的雇用関係を証明できるもの
- ③ 配置技術者の資格を証明できるもの
- ④ 営業所専任技術者との重複の有無を確認できるもの
- ⑤ 工事实績を証明できるもの
- ⑥ 現場代理人兼務届(案)(兼務を希望しない場合は必要なし)